

令和4年2月10日

保護者の皆様

土浦市こども未来部保育課

保育施設等における登園自粛のお願いの延長について

保護者の皆様には、日頃より新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るために、育児休業中の方やお仕事がお休みの方等でご家庭での保育が可能な場合は、登園の自粛を令和4年1月31日～令和4年2月10日の期間でお願いしておりますが、感染拡大が続いており、市内小学校におけるリモート学習期間の延長にあわせて、下記のとおり登園自粛の期間を延長いたします。

なお、今回のお願いは強制ではございませんが、皆様による感染拡大防止のご協力が、皆様と皆様の大切な方の命を守ることに繋がりますので、本通知についてのご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 延長後の自粛要請期間

令和4年1月31日（月）～令和4年2月19日（土）

※今後の状況により、期間が再度延長となる場合は、改めて通知をいたします。

2 対象施設

市内の認可保育施設（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

- ・自粛要請期間においての利用者負担は、日数に応じて減額いたします。
- ・いったんお支払いいただき、後日、充当又は還付となります（減免申請等の手続きは必要ありません）。

※実費徴収については、この取扱いの対象外です（各施設での対応）。

※市外から通われている方の利用者負担額（保育料）減額は、お住まいの市町村での決定となります。

問合せ先

土浦市こども未来部保育課

TEL:029-826-1111 内線 2418・2419